

## (別紙 2) 自己チェック資料

平成 30 年 7 月 3 日  
特許庁審査業務部商標課**民間競争入札実施事業  
「商標審査前サーチレポート（商標の文字部に関する識別力等調査）」の  
自己チェック資料**

## ① 競争性改善上のチェックポイントの対応状況

チェックポイントの「●」（重点項目）について、全 8 項目に対応した。

- (1) 事業分割について検討したが、分割すると作業効率が悪くなることや、分割することにより、事業者ごとに同じ作業環境を用意しなければならず、費用がかさむことになること等を理由に事業分割を導入しなかった。
- (2) 競争性の阻害要因の排除については、「落札決定後の準備期間に事業の実施方法に関する講習等を求めた場合、特許庁担当者は民間事業者とその内容、方法等について協議の上、支援を行うこととする。」という記載を実施要項に明記した。
- (3) 実施要項の評価項目における加点について、確保できる人数が多いほど有利になる点を是正。
- (4) 入札参加グループでの入札参加を認めた。
- (5) 早期審査案件の調査は内製化し、人員確保の条件を緩和した。

## ② 更なる改善が困難な事情の分析（該当がある場合のみ）

○業務内容の専門性等から、当該業務を実施可能な事業者が極めて限定されると事業主体が考えているケース

→当該事業の受託事業者：一般財団法人日本特許情報機構

- ・開始年度は平成 3 年度から。上記法人の設立年度は 1985 年（昭和 60 年）8 月 1 日。
- ・初めて受注した年度は平成 3 年度。審査処理促進のために、基礎調査の一部について、民間活力を利用する必要性が生じたため。
- ・本事業は事業開始から平成 18 年度までは単純随意契約、平成 19 年度は企画公募による随意契約、平成 20 年度から 24 年度は総合評価方式による一

般競争入札、平成 25 年度～27 年度、平成 28 年度～30 年度は市場化テスト。

・実施可能な事業者が極めて限定される要因としては、大きく分けて以下の 2 つの要素だと考える。

- ① 商標法、商標審査基準等の高度な専門知識を有する者（管理者 3 名以上。また、少なくとも調査者の 3 分の 2 は専門知識を有し、かつ、何らかの外国語に対応できる者。）を配置しなければならないため、人材確保は容易でないこと。
- ② 現状、大量のデータを毎週発注しているところ、一定の品質を保持しつつ、安定的かつ継続的にデータを納品していただく必要があるため、作業を効率化させる特殊設備の構築が必要不可欠であり、多額の準備資金が必要であること。

また、入札不参加事業者へヒアリングを行ったところ、商標に精通した者を常に抱えているわけではないことや必要な人材が確保できなかったこと等が理由として挙げられた。

#### 【参考】（一財）日本特許情報機構の概要

1970（昭和 45）年の国会において、公開制度を含む特許法の一部改正が可決成立し、併せて膨大な特許情報をコンピュータの利用により迅速に処理・提供するための機関を設立する必要性が全会一致で決議されたことにより、政府および経済団体連合会を中核とする民間の財政的協力の下、財団法人日本特許情報センター（Japatic）が設立された。

この日本特許情報センター（Japatic）と社団法人発明協会（JIII）の特許情報サービス部門が、1985（昭和 60）年に、統合して誕生した。

事業としては、(1)特許庁、独立行政法人工業所有権情報・研修館からの受託事業、(2)産業財産権情報サービス事業、(3)特許文献の翻訳及び検索技術の精度向上と効率化を図るための研究・開発事業等を行っている。

本事業については、事業を開始した平成 3 年度から継続して受託している。

なお、平成 29 年度正味財産増減計算書によると、経常収益に占める本業務の割合は、5.7%であった。